

〔特集〕 EU法ワークショップ

「EU法の現在と日本法への示唆」

日本大学法学部比較法研究所長 松 嶋 隆 弘

慶應義塾大学ジャン・モネEU研究センター所長 庄 司 克 宏

この小特集「EU法の現在と日本法への示唆」は、平成二三年一月一九日に、日本大学法学部において開催されたEU法ワークショップ「EU法の現在と日本法への示唆」(以下「本ワークショップ」とする。)の成果を各報告担当者がそれぞれ論説(日本語)としてとりまとめたものである。⁽¹⁾本ワークショップは、日本大学法学部比較法研究所(以下「比較法研究所」とする。)と慶應義塾大学ジャン・モネEU研究センター(以下「ジャン・モネEU研究センター」とする。)との共同開催として、かつ日本EU学会の後援を受けて開催された。なお、各報告者による英文論説が、比

較法研究所の機関誌であるコンパレティヴ・ローに、小特集として掲載されているので、併せて参照されたい。

さて、本ワークショップは、基調講演を担当した加藤紘捷教授（英米法）と庄司（EU法）との長年にわたる交際を直接のきっかけとし、それに実定法を専門とする長谷川貞之教授（民法）、今村隆教授（税法）、工藤聡一教授（航空法・商法）及び松嶋（商法）が加わることで、実現したものであり、EU法を「素材」とし、「基礎法・外国法と実定法の対話」として学術に昇華させることを目的とするものであった。特に、民法、会社法に関しては、現在改正が議論されており、われわれとしては、本ワークショップ及びそれに基づく本小特集掲載の各論説における、EU法からの具体的示唆が、前記論議に対し一定のインパクトを与えることを期待している。

ここで本小特集の概要につき触れておこう。まずEU基本権憲章に焦点を当てた加藤論説は、本ワークショップの基調講演をもとにしたものであり、本小特集における通奏低音ともいえるべきものである。周知のとおり、リスボン条約体制では、これまで単なる政治宣言だったEU基本権憲章に基本条約（EU条約及びEU機能条約）と同等の法的拘束力が付与された。加藤論説では、なぜ法的拘束力が付与されたか、どのような内容か、どのような意味があるのかなどが論じられる。

次いで、「日EU経済連携協定における相互承認原則の比較法的考察」と題する庄司論説では、EU域内市場とフランス・タスマン相互承認取り決めの二つを素材に、複数国間で非関税障壁を撤廃する有力な手段の一つとされている相互承認原則が論じられる。

「EU取引法と日本民法への示唆——「ユーロ抵当」構想をめぐる議論を中心に——」と題する長谷川論説では、EU担保権構想が検討される。同構想は、附従性という担保物権の通有性に関する議論に影響を与えるだけでなく、最近

裁判例がたて続き注目を集めているシンジケート・ローンといった金融実務にも、さらには現在進行中の民法債権編全面改正にも示唆を与えるものである。

さらに「EU会社法と日本の事業体制制（欧州私会社（SPE: Societas Privata Europaea）を中心として）」と題する松嶋論説は、欧州私会社から、日本法の非公開会社法制は何を学ぶことができるのかにつき、考えるものである。

今村・川村論説「租税法における濫用の法理―欧州司法裁判所と我が国の最高裁判所における判決を比較して―」は、欧州司法裁判所の二〇〇六年のキャドベリー・シュウエップス事件とハリファックス事件における wholly artificial arrangement の法理（abuse of law の具体的基準）と我が国の外税事件についての最高裁平成一七年二月一日判決の濫用の法理とを比較検討するものである。

工藤論説「航空排出権紛争の行方」では、排出権に関するEU法とシカゴ条約のせめぎ合いから日本法が何を学ぶのかが議論される。

本小特集の概要は以上のとおりである。詳細は、実際に各論説にあたられたい。

最後に、比較法研究所及びジャン・モネEU研究センターの皆様、後援をいただいた日本EU学会の皆様、本ワークショップの成果を本小特集として掲載することにご協力いただいた法学研究所の皆様に、比較法研究所及びジャン・モネEU研究センターを代表してそれぞれ深く感謝申し上げる次第である。

以上

（1）なお、今村隆本学大学院法務研究科教授の報告のみ、同教授と川村佑紀・日本大学法学部比較法研究所研究員との共著で

ある。